

南海トラフ地震臨時情報への防災対応

1 経緯、今後の予定

平成31年3月	「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」(国ガイドライン)公表 *令和元年5月一部改訂
令和2年2月	「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討(静岡県版ガイドライン)」公表
令和2年3月	南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応(体制や事前避難対象地域設定に関する基本方針)を磐田市地域防災計画に位置付け
令和2年度	住民が適切な防災対応(事前避難等)を取るための計画を策定

2 市の体制(案)

区分(発表)	体制内容
南海トラフ地震臨時情報(調査中) (地震発生から、5分～30分後程度)	事前配備体制 (レベル2)
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意) (地震発生から、最短2時間後)	災害警戒本部体制 (レベル3)
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) (地震発生から、最短2時間後)	災害対策本部体制 I (レベル4)

3 事前避難対象地域設定に関する基本方針(案)(津波に対する避難)

- (1) 事前避難対象地域には、後発地震の発生に備え、すべての地域住民等が1週間避難を継続すべき地域(住民事前避難対象地域)と、要配慮者等に限り1週間避難を継続すべき地域(高齢者等事前避難対象地域)がある。
- (2) 本市では、津波避難ビルの協定締結や津波避難タワーの整備によって避難場所が確保されていること、避難訓練の実施状況等から、避難に一定の時間が必要な要配慮者とその支援者に限り、1週間の事前避難を呼びかけるものとする。(避難準備・高齢者等避難開始)
- (3) 高齢者等事前避難対象地域が定まるまでの間、警戒宣言時に避難の勧告又は指示の対象となる地域を当該地域に暫定的に位置付ける。

4 避難先

避難先は、住民の知人宅や親類宅等を基本とし、知人宅等への避難が困難な住民のために、市が避難所を設置する。

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の市の防災対応

調査中

- ◇事前配備体制
- ◇情報収集、連絡活動を主とした体制をとる。

巨大地震警戒

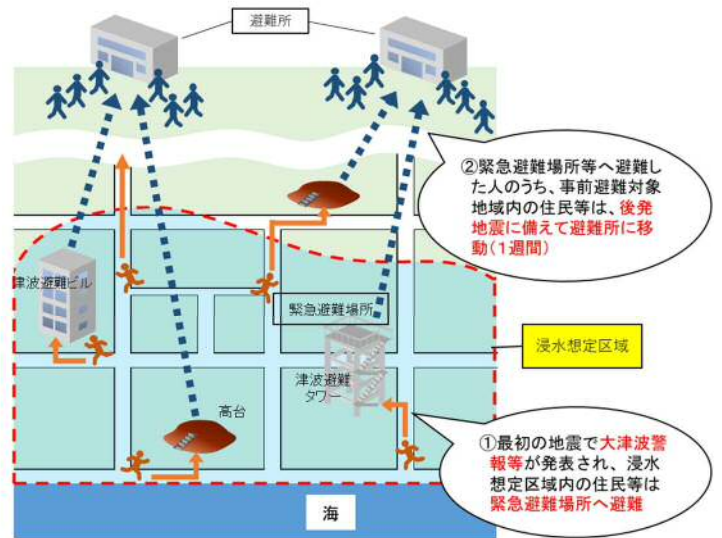
- ◇災害対策本部体制 I
- ◇全庁的な情報共有体制をとる。
 - 情報の伝達
 - 必要な事業を継続するための措置
 - 地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置
 - 施設、設備等の点検
 - 防災対応実施要員の確保等 など

巨大地震注意

- ◇災害警戒本部体制
- ◇情報収集等を行い、必要に応じて、警戒活動等を実施する体制をとる。
 - 情報の伝達
 - 巨大地震警戒発表時の措置に準じた対応の準備・検討

【巨大地震警戒対応】津波に対する避難

M8.0以上の地震発生直後から後発地震に備えた避難(イメージ)



市の津波避難対策

【事前避難対象地域】

住民等が後発地震が発生してから避難したのでは、津波からの緊急避難が間に合わない地域

◇住民事前避難対象地域

- 津波避難施設の整備状況、避難訓練の実施状況等を踏まえて設定しない。
- ◇高齢者等事前避難対象地域
 - 避難に一定の時間が必要な要配慮者については対象地域を設定する。
 - ※対象地域が決定するまでの間、警戒宣言時に避難の勧告又は指示の対象となる地域を暫定的に位置付ける。

◇避難準備・高齢者等避難開始の発令

国からの指示の後、地域の住民等に対して、同報無線等により広報

◇避難所の運営

- ・知人宅等への避難(1週間)を基本
- ・困難な人には、避難所を開設

◇津波避難対象区域(磐田市津波防災地域づくり推進計画)

